

UAE 税務手続法における税務紛争解決

2017年9月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ドバイ事務所

ビジネス展開支援部　ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ドバイ事務所が現地法律コンサルティング事務所 Amereller に作成委託し、2017年9月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは 作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Amereller は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Amereller が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開支援部・ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ドバイ事務所

E-mail：info_dubai@jetro.go.jp

JETRO

本報告書作成委託先：

Amereller

www.amereller.com

（ドバイ オフィス）

Tel: +971 4 332 9686

A M E R E L L E R

UAE 税務手続法における税務紛争解決

連邦税務局と税務手続法の制定

2016年5月、連邦税務局（Federal Tax Authority、以下、「FTA」という）が設立され、UAE 連邦レベルでの税制導入計画の一部として、Federal Law No. 7 of 2017 on Tax Procedures（以下、「税務手続法」という）が2017年に発表された。税務手続法の発表から間もなく、物品税（excise tax）と付加価値税（value added tax、VAT）の導入が予定され、これまで歴史的に国家予算の資金をアブダビ首長国を中心とした、各々の首長国からの収入に頼っていた UAE 連邦政府にとって、これらの新たな税制が独立した財源になるといえる。

税務手続法は、税務監査の実施、納付すべき税金の査定、脱税の有無の決定、またその他手続上の罰則などに関する枠組みを定めている。また、再審申請、異議申立、FTA の決定等に対する司法審査に関しても取り決められている。より詳細な規定は、内閣、財務省、司法省、そして FTA の指令で執行される規則にて定められる予定であり、税務手続法では包括的な枠組みが規定されている。ここでは、本法の概要について説明する。

税務監査

税務監査を遂行する権限を有する FTA は、中東地域で英語およびアラビア語に堪能な税務監査官を募集しているといわれている。FTA は、納税義務者が税法の規定をどの程度遵守しているか確認するため、いかなる人に対して税務監査を行うことができる。

税務監査は、FTA 当局の事務所または税務監査の対象人の事務所、または係る対象人が事業を行うその他の場所において行われる。

FTA が、税務監査の対象人の事務所で税務監査を行うこととした場合、係る対象人に対して、税務監査が行われる少なくとも 5 営業日前に通知しなければならないと税務手続法で規定されている。例外的に、税務監査の対象人の営業活動が税務監査の遂行の妨げになると、FTA が信ずるに足りる相当な理由がある場合、FTA の税務監査官が係る対象人の営業場所を臨時的に最長 72 時間まで閉鎖することができる。閉鎖命令は、FTA 局長官の合意を必要とし、検察官の承認があれば 72 時間以上延長することができる。

税務監査の過程で、FTA は記録の原本もしくは写しを取得する、在庫、機器やその他の財産のサンプルを徴取したり、差し押さえることができる。税務監査実施の場に、税務監査対象人とその納税管理人が同席することもある。納税手続法は、納税管理人の登記簿への登録手順、および当局の前における納税管理人としての税務申告業務などを担当するための枠組みを定めている。ただ、納税管理人は代理をする人の税務に関する情報の守秘義務がなく、FTA の要求により代理をする人のすべての情報を開示しなければならない。

課税額の査定および課徴金の査定

FTA は、納付すべき税金を決定するために、次の場合のいずれかに該当するときは、課税額の査定を実施する。

- 納税義務者が、税法に定められた手続きに従い登録を申請しない場合。
- 登録者が、税務申告書を提出しない場合。
- 登録者が、納付すべき税金を支払わない場合。
- 登録者が、誤った納税申告書を提出した場合。
- 脱税した結果により、納付すべき税金に不足が生じた場合。

FTA は違反に関して、500UAE ディルハム（以下、AED）以上、かつ課徴金の対象となった税額の3倍を下回る課徴金の査定額を処する。次の各号に挙げる違反のような、より重度な違反の場合には、脱税対象金額の5倍を超えない罰金が処せられる。

- 納税義務者が、納付すべき税金または課徴金を意図的に支払わない場合
- 納税義務者が、意図的に事業の実際の価値を過小評価した場合
- 次の事項にあるように、納税義務者が、登録基準を満たさないように関連する事業を連結しない場合
- 登録していないにもかかわらず、顧客から税を徴収した場合
- FTA に対して虚偽の情報および不正確な文書を意図的に提供した場合
- FTA に対して提供する必要のある保存書類やその他の保存資料を意図的に隠蔽し、毀損した場合
- FTA が保有する文書やその他の資料を意図的に盗む、不正使用する、または破棄した場合
- FTA の従業員の職務の遂行を妨げる行為を行った場合
- 脱税を行った、または脱税を企てた場合

第一部 異議申し立て：再審請求

FTA の決定に関連するいかなる人も、当局に対して直接、再審請求を行うことができる。書面に係る申請事項を記載し、査定や罰則処分のお知らせを受けた日から 20 営業日以内に請求しなければならない。FTA は係る申請を受理してから 20 営業日以内に理由を付して決定を下し、その決定を下してから 5 営業日以内に申請者に対して決定を通知しなければならない。

第二部 異議申し立て：税務紛争解決委員会 (Tax Disputes Resolution Committee(s) 「TDRC」)

税務手続法では、財務省の管轄外で、内閣および司法局の裁判官が委員長となり、「税務紛争解決委員会 (Tax Disputes Resolution Committee(s) 以下、「TDRC」とする。）」と称する一つ以上の常設委員会を設立することが謳われている。

再審請求に対する FTA の決定の通知を受けた日から 20 営業日以内に、納税義務者は TDRC に対し、決定に関する異議申し立てを提出できる。TDRC は、提出された異議を受理してから 20 営業日以内に審査して決定しなければならない。TDRC は追加で 20 営業日まで、決定するための期限を延長することができ、係る決定から 5 営業日以内に、異議を提出した人に対して、係る決定について通知しなければならない。

第三部 不服申し立て：税務訴訟

税および課徴金が 10 万 AED 未満の場合、異議に対する TDRC の決定は最終とみなされ、管轄裁判所へ対する申し立てはできず、本法に基づく執行可能な命令として取り扱われる。また、10 万 AED 以上の紛争に関する最終的な決定は、連邦裁判所への上訴が可能である。

TDRC の決定に対する申し立ての期日は、TDRC の決定の通知を受けた日から 20 営業日以内である。連邦裁判所の判決は UAE 連邦裁判所のシステムに従っており、その判決については連邦控訴裁判所および連邦最高裁判所への上訴が可能である。

なお、ドバイおよびラス・アル・ハイマ首長国の裁判所は UAE 連邦裁判所のシステムを採用しておらず、ほとんどの紛争がアブダビの裁判所で処理されると予想される。

以下の図で、再審・異議申し立て・控訴の手続きフローについて示す。

